

議案第9号

富津市選挙公報の発行に関する条例の制定について  
富津市選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年2月25日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、富津市議会議員及び富津市長の選挙における候補者の政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行するため、条例を制定するものである。

## 富津市選挙公報の発行に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)

第172条の2の規定に基づき、富津市議会議員及び富津市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)の政見等を選挙人に周知するための選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選挙公報の発行)

第2条 富津市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、富津市議会議員及び富津市長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならない。

### (掲載の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、富津市議会議員又は富津市長の選挙の期日の告示のあった日の午前8時30分から午後5時までに、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、公職の候補者としての責任を自覚し、前項の掲載文に、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

### (選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合において、その掲載する順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立会うことができる。

### (選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日まで

に新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定により投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行は、中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。